

第2回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会

日 時 令和8年1月21日(水)午後6時00分～
場 所 小金井市民会館 萌え木ホールA会議室
出席委員 5人
部会長 水津 由紀 委員
委 員 喜多 明人 委員 中村 靖夫 委員
小峰 優子 委員 岩瀬 有未 委員
欠席委員 0人

事 務 局 児童青少年係長 清水 康之
児童青少年課主査 永井 桂

傍 聴 者 0人

1 開会

清水係長

それでは定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。予定の時間になりましたので、第2回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会を始めさせていただきます。私は、児童青少年係長の清水と申します。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、事務局から何点か御案内させていただきます。

初めに、本日の配付資料についてですが、次第のほか、次第の下部に配付資料の一覧を記載しておりますので御確認いただき、不足がありましたら事務局にお申し出ください。

なお、本日初めて御出席の委員もいらっしゃいます。お名前だけで構いませんので改めて自己紹介をお願いいたします。

永井主査

水津部会長からお願いしてもいいでしょうか。

水津部会長

はい。子どもの権利部会の部会長をさせていただきます水津と申します。よろしくお願いいたします。

喜多委員

喜多です。よろしく。

岩瀬委員

岩瀬有未と申します。お願いします。

中村委員

中村です。よろしくお願いいたします。

永井主査

ありがとうございます。

清水係長

ありがとうございました。

続いて、事務局を紹介させていただきます。事務職員の紹介です。

改めまして、児童青少年係長の清水です。よろしくお願いいたします。

永井主査

同じく児童青少年課の主査の永井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

清水係長

本日、児童青少年課長は欠席となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本部会の会議録の作成のため、会議内容を録音させていただきますので、発言の際にはお名前をおっしゃっていただいて御発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本日、小峰委員から少し遅れて出席するとの連絡を受けております。

それでは、議題に入りたいと思いますので、ここからは部会長に進行をお願いいたします。それではお願いいたします。

2 議題

水津部会長

それでは、ただいまから第2回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会を開催させていただきます。

初めに、事務局から本日の流れについての説明をお願いいたします。

永井主査

事務局でございます。本日の流れでございます。皆様、一番上にある次第を御覧ください。議題としましては、今日は子どもの権利の日の制定に係る事項についてと、その他というところで、この2点が議題となっております。

事務局からは以上になります。

水津部会長 ありがとうございます。

それでは、本日は2点ということですので、よろしく願いいたします。

まず最初に、議題1、子どもの権利の日の制定に係る事項についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

永井主査 改めまして事務局でございます。それでは、右上に資料1と書かれています、子どもの権利の日の制定に係る取組についてを御覧ください。

子どもの権利の日についてですが、前回の子どもの権利部会においても、市民全体が子どもの権利についての認識を高める取組の1つとして、子どもの権利の日を制定するというように御説明をいたしました。

子どもの権利の日は令和8年度に制定し、日にちについては11月20日としております。11月20日にした理由は、世界子どもの日が11月20日であるということ、国連の子どもの権利条約もこの日に締結されているというところと関連しまして、ほかの自治体なども独自で子どもの権利の日を定めているところ、11月20日を子どもの権利の日というふうにしていますので、そこに関連して、小金井も子どもの権利の日を11月20日に決めたとというふうになっております。

続いて、資料1の2のところ、子どもの権利部会と子どもたちの会議における役割分担というところを御覧ください。こちらのほうも前回少し御説明したかなと思いますが、子どもの権利の日については、子ども関連の施策ということもあり、子どもの意見を聞きながら制定を進めていきます。

まず、子どもたちの役割、子どもたちの会議が担う役割としましては、子どもの権利の日の条例の前文案の検討、そして、子どもの権利の日のイベント内容などの検討というふうになっております。一方、子どもの権利部会における大人の役割としましては、根拠法令等の検討、それから、子どもたちによる検討結果について必要に応じて専門的な助言を行うというふうになっております。

この子どもたちの会議で、先日、子どもの権利の日の条例の前文案を検討しましたので、そちらについて御報告をさせていただきます。次の3番、子どもたちの会議「小金井を変えちゃう人の会」における取組結果についてを御覧ください。

まず、小金井を変えちゃう人の会は、「小金井を変えちゃう人の会」と書いて「しょうがねい」と読むのですけれども、この会はこちらにも概要として記載しておりますとおり、子どもの意見聴取や意見表明に係る取組として、本市に在住・在学の中学生が、小金井のまちや学校などについて話し合い、そこでまとまった意見を市長、教育長に提言をしているというものです。さらに、子どもたちが意見を表明する機会を設けることで、子どもの意見を反映させるよう努めるとともに、子どもの社会参加の場を確保することを目的としております。

小金井を変えちゃう人の会については、令和5年度から取組を始め、これまでも小金井のまちや学校について中学生たちが議論をし、市長、教育長に提言を行ってきました。そして、令和7年度は子どもの権利の日について、子どもの権利

の日の条例の前文案について検討をいたしました。

この下の（２）令和７年度の実施結果についてを御覧ください。令和７年度は、小金井を変えちゃう人の会を令和７年１２月１４日、日曜日に実施いたしました。開催した場所としましては、市役所の第二庁舎内の会議室で、中学生の参加者は５名でした。そのほかに市内の高校に通う高校生、そして東京学芸大学の学生が会議のファシリテーターとして参加してくれました。

今回のテーマについては先ほどもお伝えしたとおり、子どもの権利の日の条例の前文案について、そして、「市長・教育長に言いたいことを考えよう！」というものでした。検討結果については、次の資料２、Ａ４横向きの資料を御覧ください。私たちの街の小金井を変えちゃう人の会ということでイラスト付きの資料になります。

この２つのテーマを検討して、子どもの権利の日の前文案の検討状況については、資料の左側の下のところに、「２０２６年、子どもの権利の日をつくります！」というふうに書かれている下のところの吹き出しに書いてあるのが、そのとき、その日に子どもたちが出した意見の主なものです。

実は１２月２４日のこの会を実施する前に、子どもたち、中学生と一緒に４回ほど実行委員会、準備会みたいなものを開き、その中で条例の前文案をつくるためのアイデアをみんなでお話ししました。

まず、その中でアイデアを出したときのテーマといいますか、まず、自分たちが意見を言うときにどういう気持ちになるかということと、意見を自分たちが言ったときに、どのようなことを周りの人、大人とかに配慮してもらいたいのか、この２つのことについて参加した子どもたちに、付箋で自分たちの意見、思いというのを書いてもらいました。その子どもたちの意見を基に前文案のたたきをつくり、１２月１４日の小金井を変えちゃう人の会の本番で披露し、そこでもさらに子どもたちが意見を出し合っています。

代表的なところの意見を資料２に基づいて読んでいきますが、例えば右のところに「否定から入らずに一度一緒に考えてもらいたい」と書いてありますけれども、ここで出た意見として、子どもがやってみたいということや、こういうことをやりたいというのを周りの大人に言ったときに、大人は最初からもう駄目と言うのではなくて、結果的にできなくても、まずはどうしたらできるかというのを一緒に考えてほしいというような意見がありました。

あとは、子どもの意見を形だけ聞くのだけでは駄目だよとか、大人と子どもが対等に小金井をつくっていけるようにしたいという意見も出ました。会の最初に示した条例の前文のたたきは、実は子どもの思いを大切にするといいところは書いているものの、子どもたちから最初見て、あまり大人と子どもと対等な描き方ではないなというふうな印象を受けたらしく、それで、私たちからさらにここを変えたいというところから出た意見が、資料２の左下のところに書いてあるものです。

先ほども言いましたが、やっぱり何よりも子どもと大人が対等な立場であるこ

と、そして、子どもも大人も一緒に小金井をつくっていききたいということを盛り込んでほしいという意見が出ました。そこで出来上がった前文案が、次の資料3、子どもの権利の日の条例の前文案というところを御覧いただければと思います。

前文案のところでは、まず最初に、子どもってこういうものだよ、子どもたちは考え方も感じ方もそれぞれ違うということ、そして、安心できる環境の中で成長できるんだよということ。2つ目のところでは、子どもたちは自分の思いを伝え、相手に受け止めてもらえたときに自分の気持ちを大切にしていんだという喜びを感じるんだとかというところ。

あとは先ほどもお伝えしましたが、大人は最初からできないと言うのではなく、一緒に考えようと本音で向き合ってもらいたいと思っているというところ。最後に、小金井市としては、こういう子どもたちの思いを大切に、まちの力として生かしていくという小金井としての姿勢を書いているというような前文になっています。

もしよろしければ、今、もう一度黙読というか、皆様にこの前文案を御一読しただいただければと思います。お時間を1分程度、もう一回読んでいただければと思います。

(資料黙読)

永井主査

大体御一読、いただきましたでしょうか。

ありがとうございます。この前文案について皆様に御意見を伺いたかったことがありまして、この上から3行目のところ、「小金井の子どもは、今を生きる一人の人間であり、未来をともにつくる大切な命です」というふうになっているんですが、この「大切な命」というところは、当初「存在」というような表現だったんですけども、中学生たちが考えたときに「存在」というところで意見が出まして、「存在」という表現をしていたのですが、この前文案を書いたのは中学生たちですけども、読むのは子どもから大人まで、子どもは低学年の子も読むので、低学年のちっちゃい子が読むとなったときに「存在」という言葉がうまく理解できるだろうかというところで「命」というふうにしたんですが、そこもまだちょっと「命」でいいのかという議論もあったりして、皆様に読んでいただいて率直な意見、「存在」がいいのか「命」がいいのか、はたまたこういう表現がいいとか、もし第三の意見とかもありましたら、今この場でというよりもちょっと後のほうがいいですかね。

水津部会長

そうですね。

永井主査

最後に、議題1に関する説明が全部終わった後に、もしよろしければ皆様に何か御意見ありましたら。このままでもいいということでもいいですし、ありましたらお聞きしたいので、ここだけを覚えておいていただければと思います。

この子どもの権利の日の前文の案については、小中学生にアンケートを取る予定なんですけれども、これについては、また後ほど御説明させていただきます。

一旦、事務局からは以上となります。

水津部会長

それではここまでですと、今までの資料1、資料2、資料3の説明に沿っての

御説明というふうになります。それでは、今後のスケジュールについて、また今後、御報告いただくということで、取りあえず今の3番までのところでの御意見を伺えればと思っています。前回のときに子どもたちの意見を集約して作業していますという御報告があった中での結果として、ここまで来ましたということなので、これを読んでいただいて、このままアンケートにかけるということになるので、何か気になることとかあれば御意見いただければというふうに思います。いかがでしょう。喜多先生。

喜多委員 これはもう条例の前文という前提で子どもたちが。

水津部会長 前文ですね。

永井主査 はい。

喜多委員 一番気になっているのは、主語なんだよね。子どもたちは自分のことを「子どもたちは」って言うかなっていう。「私たちは」とか「僕らは」とか、子どもたちがもし言うとしたら、そんな言い方なのかなと思っていて。「子どもは」とか「子どもが」と言うと、大人が子どもはこうなんですよというふうに諭している言葉に見えちゃうんだよな。

永井主査 事務局です。主語については、子どもたちの会の実行委員会の中でも主語をどうするか、子ども目線の「私たち」というふうにするのか、それとも大人目線にするのかというところを議論したんですけども、最終的に、条例って小金井市の条例、そのトップである市長がこの条例の責任者であるので、小金井の市長がつくっている条例であるというところを考えると、それは大人目線というか市からの目線ということになるのではないかなという結論になり、参加した子どもたちも納得の上で、このような主語にはなっています。

喜多委員 曖昧に、要するにどっちともつかないような表現になっちゃうとか、よくやるやり方は、条例の前文でも、武蔵野市のときもそうだし、日進市もそうだけど、私たち子どもはこう思いますということをもっと入れて、そして子どもはどうのこのこのという言い方ならまだね、自分たち子どもはこういう意見を持っていますということをもっとちゃんと前書きとして言えば、その後の中身は、ああ、これは子どもの言っている意見なんだというのが分かりやすいんですよ。だけど、いきなり子どもたちは何々していますと言っちゃうと、それは大人が考えているんだなという、あるいはそういう上から目線で、子どもとはこういうものなんだよということをもっと諭しているような印象を持っちゃうことがあるんですよ。

だから、主語は「子どもが」というのはしようがない、条例だからいいんだけど、それにしても、これが本当に子どもたちが出した意見だということが分かるような前置きのものがあったほうが素直に読めると思うんですね。

永井主査 事務局です。分かりました。貴重な御意見ありがとうございました。

喜多委員 武蔵野市もそういう前文をつくったし、日進市もそうだったと思うんです。だからみんな、条例の前文を子どもたちが書くということはよくあるんだけど、そのときには、これは子どもの文なんだということが分かるような、そうすれば中身は悪くないと思いますよ。主語がちょっと引っかけたんですよ。

水津部会長 いわゆる分けて書くというか、これは子どもたちの意見として……。

喜多委員 「私たち子どもたちはこう思います」とかね。

水津部会長 ということが1つの四角にあって、それを受けて、小金井市はこれを約束しますみたいな大人の主語で書けばという？

喜多委員 その後の小金井市はいいんだよ。主語が、最後の受け手はね。

水津部会長 上のところね。

喜多委員 だから、子どもが考えているから、小金井市はこういうふうにやりたいと思いますでもいいんだけど、その子どもの意見だというのがちょっと伝わりにくいなと思ったんですね。

水津部会長 もしくは、その前文をつくるに当たって、子どもたちと一緒に考えました的なものがどこかに入ると。

喜多委員 それがまず、経過的にね。まず、前置きのものがあったほうが読み手は分かりやすいんです。

水津部会長 じゃ、その辺を精査していただいて、確かに子どもの意見が反映されたんだということ、子どもたちと一緒につくったんだということがどこかで分かるようにする、表現の仕方なのかどうなのかというところを少し検討していただくということ。

永井主査 はい。

水津部会長 じゃ、中身にしては特に、喜多先生的には？

喜多委員 結構言葉が、本当にこれは子どもたちらしい言葉なのかなというのが、さっきの「存在」と「命」もそうだったけど、本当に子どもたちが考えている言葉だなというのが、どうしても条例だからというので美しく書こうとしちゃうんですね。そこを抑えて、子どもらしい表現がそのまま残っていくといいなと思います。

水津部会長 基本的には、子どもの出た意見を集約してまとめたものではあるということなので、人間が書いたものではあるんですけども、表現が、きれいにまとめるよりも、いかにも子どもたちはこう考えているんだということが分かる書き出しというのはあってもいいのかなとも思いますね。中村さんとかはいかがですか。

中村委員 先生のおっしゃるとおりかなと聞いていたんですけど、確かに主語ですね。あと、誰が読むかですね。誰に宛てているんですかと。多分、市民の方に宛てているのかとは思いますが、子どもにも見てもらいたいという文章ではないですね。あとは、書いてある内容がちょっと説教くさいですね。これを子どもが読んで、すーっと入っていくのかなという感じがしました。

喜多委員 これは何歳ぐらいまでを対象に読んでもらうの？

永井主査 一応、子どもたちに見せるところは、この後、資料4でも出てきますけれども。

喜多委員 ルビは入れる？

永井主査 はい。低学年向けには分かりやすい文章につくり変えたりしてはいます。

中村委員 質問よろしいですか。

水津部会長 どうぞ。

中村委員 4回の実行委員会を開き、子どもたちで打合せをしてワードを出したと。それ

で、この文章をつくったのはどなたなんですか。

永井主査 この文章をつくったのは、子どもたちにも文章自体も考えてはもらいましたけれども、最終的には事務局に一任をしてもらいました。

中村委員 どなたが参加されていらっしゃるんですか。

永井主査 事務局は、児童青少年課になります。

中村委員 職員の大人の方が？

永井主査 手直しをしたりとかというところは。

中村委員 やっぱり大人の味付けがされているような文章にはなってしまいますね、それでね。後から資料がまた出てくるかと思うんですけども、それもやっぱりかなり苦勞されてつくったかと思うんですね。3、4年生向けなんて資料も、入れられているので。

永井主査 そうですね。そこはいろいろ専門家というか、学校の先生とかの意見とかをお聞きしながら、小学校低学年だとかこういう表現が分かりやすいというところで聞きながらつくりました。

水津部会長 かなり時間をかけてつくられたものでもあるし、一度練ったたたきを12月14日の段階で、子どもたちにさらにそこをブラッシュアップするという意見を聞いて作業したということはあるんだけど、見せ方として、もう少し子どもの意見だということが分かるような表現をどこかでしたい、するべきじゃないかということと、子どもの権利に関する条例に関しても、子どもの言葉で書いたりもしていますので、その辺のところも見ながら、工夫をお願いしていただければ。

永井主査 はい。

水津部会長 じゃ、ほかに小峰さんとかいかがですか。

小峰委員 そもそもなんですけども、これは市のつくるものだから、条例だから前文案と書くんだと思うんですが、それを条例にする趣旨みたいなものを前文は書いているので、前文というものに対しても、もうちょっと分かりやすく。何でこんな前文案なんてあるんだろうって子どもたちは思っちゃうんじゃないのかなと思ったんですけども、私も今調べて、そうか、前文は趣旨なんだなと思ったので、前置きみたいなものをやったんだよと言って、だからみんなはこんな気持ちなんだよみたいな感じで進めていくと分かりやすいのかなというふうに思いました。以上です。

永井主査 ありがとうございます。おっしゃるとおりです。初めて見た子どもにも分かりやすくしていきたいと思います。ありがとうございます。

喜多委員 要するに前文というのは、本文の本則の中身をどうしてこういう本則になったのかという経過を書いたり、それからなぜこういうものをつくろうとしているか、制定趣旨みたいなところが出てくる部分なんですね。だから、子どもの権利の日というものをどういうふうに今後やろうとしているのかというものが本則に出てくるはずだから、その中身がどういうものかということがとても大事なんですよ。

それで、僕は川崎市の子どもの権利の日は結構付き合っているんですけど、も

うははっきり言って、イベントといっても勉強会のイベント、研修、様々な市民が勉強をする場としてのイベントというのが定着していて、僕もときどきお手伝いをするけれども、研修なんですよ。それで、子どもの権利をできるだけ市民が理解を深めるための権利の日なんだという趣旨でいいんだけど、たしかここはそれだけじゃなくて、子どもたち自身が小金井をどういうふうにしていきたいかというまちづくりとか、あるいは、自分たちの生活の場である学校に対してこうあってほしいとか、そういうことを市長や教育長に意見表明する日でもあると。そういう位置づけを子どもの権利の日にするというのだったら、そこをやっぱり大事にした前文であってほしいんですね。

まだそこまで考えている権利の日はないですよ。もしやるとしたら小金井市が初めてだと思います。つまり、大体、普及啓発のシンボリックな条例がありますよ、忘れちゃいけませんよということを市民に毎年知らせるのが権利の日なんですよ。ああ、条例があったなとか。でも、そういう普及啓発はもちろん大事なんだけれども、プラス小金井は、子どもたちが自分たちの町を、あるいは学校をこういうふうと考えていきたいということを意思表示する、それを特に市長や教育長にぶつける日というそんな意味合いが出てくると、とても。だから、そういう中身を持ったものを条例化したいんだということが前文にうまく表現できたらいいなと思いますね。そこがやや弱いかなと思います。

永井主査

ありがとうございます。思いとしましては、前文案の下から5行目からのところに、「「子どもの権利の日」は、すべての市民が、こうした考えを思い起こし、日々の関わり方を見つめ直し、子どもの声を確かに受け止め実践につなげるための日です。」というところですね。理念的な思いとしては書いてありまして、ただ、実践というところが子どもの意見表明というところにつながるのかなと思っていますが、確かにこれだけだと少し、はっきり子どもの意見を例えば表現する場を設けるよとかというところまでは書いてないので、ちょっとそこは本文も含めてどうするかというところで調整していきたいと思います。

喜多委員

小金井（しょうがねい）を変えちゃう人の会では、教育長に言いたいこととか市長に言いたいことということで、ちゃんと子どもたちが意見表明をしようという流れがもうこの子どもの会議で出てきているわけですよ。だから、何かそれをこの条例案、前文にも反映してくれるといいですね。

水津部会長

ちゃぶ台返しみたいで申し訳ないけど、例えば、小金井の子ども権利の日は、大人も子ども一緒につくる日にするとか、何かそういう大胆な文章があってもいいのかなと。

喜多委員

それは後半のところ。

水津部会長

そこをもうちょっと分かりやすくするというのもあるのかなと。

永井主査

ありがとうございます。御指摘のことは、まさに子どもたちが一緒につくっていくんだよというところが思いを伝えているので、権利の日自体も、子どもだけじゃなく、大人だけじゃなく、一緒につくっていきよというところが。

喜多委員

そう。パートナーシップ。子どもと大人がパートナーとして、お互いにまちを

支え合っていこうという、そんな趣旨が入るといいですね。

小峰委員　　いじめの日とかがあるのと同時に、やっぱり今言われたとおりにネーミングを、子どもの権利の日だと、子どもの権利かとなっちゃうので、サブタイトルじゃないけど、もうちょっと小金井っばい、いわゆる学校と市長に物を言う日とかじゃないけど、そういったサブタイトルとか、大人と子どもと一緒に対等になる日とか、何か分かりやすいサブタイトルをつけるともうちょっといいのかなど。より具体的なというか。子どもの権利は子どもの権利なので、子ども権利の何の日かという小金井が目指しているものをつくったほうが分かりやすいのかなとちょっと思いました。

永井主査　　そうですね。確かに権利の日だけだと、どういうことかというのがこれだけ見ても具体的にすぐにイメージが出てこないの、具体的にこういうことをする日だよというのが後ろについていたら分かりやすいかなと思います。子どもたちに考えてもらうのか、そこをどうするのかはまた後ほど検討させていただきます。

水津部会長　　あくまでも子どもとパートナーとして権利の日をどうつくるかということを考えるような日になるよということが分かるようにしたいということ、サブタイトルはもしかしたら、条例じゃなくても、権利の日というイベントにいつもつけておくみたいな感じでもいいかなとも思います。もしかしたら、一生じゃなくても時々変えても、そのときによって変わってもいいかもしれないし、権利の日のイベントの内容を充実させるというときには、やっぱり誰が見ても分かるような、これはこういうことを話すんだなみたいな感じのものがあるべきかもしれませんね。

岩瀬さん、いかがですか。

岩瀬委員　　これ、どこかに書いてあったらごめんなさいなんですけど、子どもの権利の日というのは、その日だけ子どもが意見とかを言う日なんですか。

水津部会長　　そういうのではなくて……。権利の日の説明をお願いします。

喜多委員　　1つは、年に一遍ぐらい、みんなで少し休みを取って、だから学校もなくして、みんなで一日勉強し合うような日をつくりましょうというふうな意味合いで、同時にそれは子ども権利条例をつくったその存在とか学ぶ意味とか、そして、特に子どもたちには一緒にまちづくり、まちを支えていこうという、そんな支え合いを確認していくような日というような意味合いだと思うんです。簡単にいうと普及啓発なんだけど、あんまりさらっと言い過ぎて。お祭りだってそうだけど、年に一度、みんなで集まって確認し合おうという、そういう日があってもいいんじゃないかということですね。

水津部会長　　小金井市が子どもの権利条例を持ってもう十何年たっている中で、その普及啓発ということもあるし、オンブズができたこととか、こども基本法の中で子どもの意見表明権というものをどうするかという話が出たときに、それを全部総合して、子どもの権利の日を中心に、市民、市内でみんなで大人も子どもも一緒に考える1つの節目の日というふうに捉えて制定することによって、毎年必ずそこで何かしらそういうことを議題に、テーマにしてイベントをすることによって、普

及啓発だったり自分たちの権利を知ることになったり、そういうことにつながる
といいなという思いの条例。それを条例にすることで、条例にすればそれを必ず
やらなければいけないことになるので、それを保障するために条例として、予算
もちよっとはつくのかなと思ったりもするので、そのようなための条例というふ
うに考えて、権利の日を制定したいということです。

岩瀬委員

よく分かりました。すごくいい考えだと。

水津部会長

では、一応この案についてはいろいろ今までのことを少し入れ込んでいただい
てお願いしたいと思います。この後のスケジュールに関して、もう一度説明して
いただいてもよろしいですか。

永井主査

資料4と今後のスケジュールと議題(1)の子どもの権利の日についての続き
でまた御説明をさせていただきます。まず、資料1に戻っていただいて、2ペー
ジの4番、子どもの権利の日の前文案に関するアンケートを御覧いただければと
思います。今見ていただいた前文案については、小金井の子どもたちにいろいろ
意見を聞こうと思っております。それが資料4になります。子どもの権利親子ア
ンケートという形をとってアンケートを取ろうと思えます。

そのアンケートの方法や実施期間ですけれども、もう一回、資料1の2ページ
目の4番を見ていただいて、実施期間として、来週1月26日から2月16日ま
での3週間の間にオンラインで実施を考えています。調査対象は、市立小学校の
3年生から6年生の児童と市立中学校の全学年の生徒となります。

資料4の子どもの権利親子アンケートというものなんですけれども、当初、広
く子どもたちに意見を聴取するということで、先ほどの前文案を子どもたちに
見せて読んだ感想をアンケートなどに書いてもらうわけなんですけれども、いろ
いろな方からの御意見で、そもそも子どもの権利について知識がないと、前文案
っていきなり出されてもアンケートに答えるのは難しいよねという御意見をいた
だきまして、なので、まずアンケートの前段として、子どもの権利について子ど
もたちに知ってもらい、その上で先ほどお示しした前文案についても意見、感想
を聞ければいいなということで、このようなアンケートの形となりました。親
子アンケートということで、御家庭で保護者とお子さんたちが子どもの権利につ
いて、子どもの権利の日と条例の前文案について考えられるような形としていま
す。

ちょっと読んでいただいて、物語形式でお父さん、お母さんと子どもが家庭で
子どもの権利について話すという感じで進めていって、その中で、子どもの権利
の主体ってというところと、小金井の子どもの権利条例についても話し合うとい
う格好になっています。この物語を各御家庭で読んでいただいて、その上でアン
ケートに答えていただければと思っております。

資料4の4ページ目にアンケートの設問を記載しています。主な設問は3つで、
まずこの読んだ物語について、子どもの権利について感想を教えてくださいとい
うものと、あとは2番のところ、子どもの権利の日について、そして、子ども
の権利の日の前文案について感想をお聞かせくださいとしています。最後に、子

どもの権利の日のイベントで何かやりたいものはありますかと聞いています。

また、5ページを御覧ください。いきなり条例の前文案を文章でお子さんたちに見せてもなかなか難しいというか、自分の中に入りにくいかなと思ったので、こういうふうイラスト、漫画を利用して視覚的に分かりやすいようにつくってみました。

次の6ページ、7ページを見ていただきまして、6ページ目、子どもの権利の日の条例前文案（小学校3・4年生）となっていますけれども、先ほど読んでいただいた前文案を少し小さい子、3・4年生でも分かるような形で言葉とかを書いて易しい文章で説明しています。7ページ目は、先ほど見ていただいた前文案の文章です。子どもたちからのアンケートの結果を踏まえて、その意見を反映して、その後、一般的なパブリックコメントに進めればと考えております。

もう一度、資料1の2ページ目を見ていただいて、前回お示したスケジュールと少し違ってしまったので、簡単に今の予定のスケジュールをおつけしています。まず子どもたちへのアンケートが1月26日から2月16日。そのアンケートを反映した後にパブリックコメントを3月中に行います。そのパブリックコメントの結果を踏まえて、一度、権利部会で検討できればなと思っています。その後の予定は今のところ令和8年6月にこの条例案を議会に上程して、11月20日が権利の日なんですけれども、20日が平日なので、29日が日曜日なんです。権利の日のイベントを実施するというようなスケジュールになっております。

事務局からは以上です。

水津部会長 というスケジュールも踏まえまして、とてもタイトということを理解した上で、アンケート等についての御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

来週から中学生のアンケートを取ることになると、今の言っていた前文をいじる時間はないよね。

永井主査 そうですね。一旦、今の形で出すかなと。

水津部会長 今の形で出したものを踏まえて、子どもの意見も踏まえて、さらにパブコメにかける前には直していただいたものが出る形ですか。

永井主査 はい。パブコメにかける前に、子どもたちの意見と保護者様の意見を反映する予定です。

水津部会長 分かりました。それはもう崩せないで、そのように御理解いただいた上で、この子どもの権利親子アンケートという冊子を見つつ、だから答えはウェブでの返信なのですね。

永井主査 はい、そうです。ウェブでは、まなびポケットのほうで保護者向けに配信するツールがあるようなのでそこに、なので、まずは保護者の方に見てもらいたいような形のお届けの仕方をする予定です。

水津部会長 で、子どもたちがそこに意見を入れるという。

永井主査 はい。

水津部会長 中学校は中学校の中だけでは完結しない……。それはできるか。市内中学生にはそのまま配って……。無理か。

永井主査 中学生も含めて、一応、保護者と一緒に考えるという形で今調整をしているところですよ。

水津部会長 分かりました。中学生に関しては、保護者が入ると、子どもの意見ってどうなのかなというのがちょっと懸念事項。結局、保護者の監督の下に、そのアンケートを記入することになる。

小峰委員 とうか、記入するかな。

水津部会長 かなというのもあるんだよね。

小峰委員 そっちの……。親は親でやってもらって、話を聞きながら、中学生は、親と一緒にできればやればいいけど、子どもだけで分かる子は提出をオーケーにする。

水津部会長 何かそれって工夫できませんか。

永井主査 今のところ、調整の中では、保護者と一緒に考えたほうがいいときは確認できるとか。

水津部会長 小学生はそうだと思うんですよ。ただ、中学生の扱いが、やっぱりもうちょっと工夫がないと。私がもし自分の子どもにするときにはちゃんと話してそういうふうにできればいいんだろうけど、どうでしょうというのがちょっと。有効なアンケートにしたいとなればもうちょっと直接的に中学生から意見をもらえるのが一番いいと思うんだけど、まあ、できる範囲での。

永井主査 そこは調整をさせてください。

水津部会長 喜多先生、内容とかいかがですか。時間がないというのを踏まえた上で。

喜多委員 これは、小3、小4はルビを入れるの？

永井主査 はい、ルビは入れる予定です。

喜多委員 親子一緒にやるほうがいいかもね。しかできないな。

永井主査 今のところは親子アンケートの予定です。

喜多委員 子どもたちへのアンケートという流れと、実際は親子アンケートというか。やっぱり親としちゃうと、どうしても親の考え方が子どもにすごく反映されちゃうので、率直な子どもの意見を聞きたいときに、親を関わらせないほうが子どもの率直な意見は出てくると思うんですよ。やるとしたらタブレットでやるの？

永井主査 そうです。

喜多委員 それは教室か何かでやるの？ そうじゃなくて家？

永井主査 基本はそうですね。

喜多委員 つまり、教室なんかでやるアンケート、よくやっている。ああいう感じで子どもが直接答えられるほうが何かいい感じがするんですね。小学生3・4年だとちょっと難しい面があるのかもしれないけど、小学校の高学年から中学生の場合は、もう1人で答えてもらったほうがいい感じがするけどね。

水津部会長 ただ現実的に、授業の時間を使って先生に説明してもらって、その場でアンケートを取るということがいかに困難であるかということ。

喜多委員 でも、それができなければ本当……。学校もそろそろそのくらいの自覚してもらおうというか。一応こども基本法がありますから。

水津部会長 そうですね。

- 喜多委員 ですので、子ども権利条約を知らせるのは学校の義務なんですよ。教員も権利条約をちゃんと教える仕事を義務としてやらなきゃいけないので、この程度のアンケートで、これですみずいちゃうようじゃまずいんですよ。本当は学校でこの程度のアンケートだったら先生たちが推進してくれるのが一番いいかなと思いますね。まあ、原案をつくっちゃったからしょうがないけど。
- やっぱりこういうときだから教育委員会と福祉が連携した、要するに縦割りの弊害というのがあるわけで、だからここに協議会があれば、じゃあやりましょうと言って、学校を巻き込んでアンケートを取れるはずなんですよ。
- 小峰委員 学校が道徳の授業とかを、公開授業とかをやっているから、そういうのに子どもの権利とかを混ぜてくれると。
- 喜多委員 社会科、市民科みたいな授業でも幾らできます、やろうと思えばね。
- 水津部会長 例えばですけど、上程されて、子どもの権利が条例化されたときに、その子どもの権利の日をどう取り組むかとなったときに、教育委員会からも一緒に話してもらおうというふうな方向性とかも可能性はないかしら。
- 喜多委員 一応、教育長に意見を言おうということだから、当然、教育委員会が今後は対象になるんだよね。
- 水津部会長 そうそう。今後の動きとしては、当然それを実のあるものにするためには、教育委員会だろうが何だろうがやっぱり一緒に話をしていくべきことであると思うので、取りあえず今のところ、6月上程を目指すとなると。
- 喜多委員 ちょっと今間に合わないということで、福祉部局がやるのはこれがもう精いっぱいとおっしゃるとおりだと思う。
- 水津部会長 あと、ここのアンケートの物語のところ、私は分かりやすいとも思ったんだけど、また何か難癖つけるみたいで悪いんですが、ちょっと説教くさいなというふうな気持ちもふらっと湧くんですけど、どこがどうなのかというのは。ここでアンケートを取るのに2050年の未来のことも、そうか同列かとか。うーん、何だろう。ざっと読んだ感想の中で、すごく子どもを大事にするようにみんなで考えるんだよというよりは、みんなちゃんとお互いのことを尊重してきちんといきましようねみたいに読み取れてしまうちょっと残念さというのがどうしても見え隠れするんだけど、それも時間がないからしょうがないかという思いもあります。どうでしょう、皆様。
- 岩瀬委員 私も何かこの文章、これが子どもに向けて、子どもが読むとなったときに、読みたくなる文章かとなると、読みたくないの、今回はこれが精いっぱいだったと思うんですけど、もし今後こういうのをつくるのでしたら、イラストをもっと多くしたらいいと思います。それで、これは全部ほかの人にも配るのか分からないんですけど、5ページ目のイラストって多分AIのイラストですよ。何かもったいないなと思うので、できたらAIじゃないイラストを使ってと思うし、何なら私が絵を描けるので協力できるので、ぜひ私にやらせてください。
- 喜多委員 すばらしい。
- 水津部会長 それは本当に必須だと思います。見れば、AIが描いているなど分かっちゃう

と、何かどこでも見る絵だけど、やっぱりそこに人間味があるかとか、実際に…
…。

喜多委員 作ってもらえばいいよ。手作りがいいよ。絶対手作りが。

水津部会長 それは響くと思うので、今回はちょっと時間がないんですけど、その権利に関する普及啓発の中で、いろいろそういう子どもたちに届けたいというときには、やっぱり学生さんだったら実際に作れる人とやるとかということも必要、視野に入れていただければなというふうに思います。

永井主査 貴重な御意見ありがとうございました。事務局が全然絵が描けないもので。

喜多委員 すぐにこの絵をぱっと描けるイメージがある？

岩瀬委員 私、全然描けます。

喜多委員 だったら、ぱぱっとちょっと描いてもらったら。絵だけだったら差し替え幾らでもできるでしょう。

永井主査 そうですね。

水津部会長 でも、タイトですよ。来週上げるんだから。

喜多委員 そうか。

永井主査 すみません、本当直前の御提供で申し訳ないんですが、また権利の日のイベントが今年11月で、まだこの後イベント実施に向けて考えることがたくさん出てくるかと思しますので、ぜひそのときにお力をお借りできたらうれしいです。

中村委員 中村ですけど、ちょっと教えてもらいたいの、この文章はやっぱりおっしゃったとおりだと思いますね。これは大人向けみたいな文章ですね。これを見た上で子どもにアンケートという話の流れなんですよ。

永井主査 はい。

中村委員 これ、セットで。

永井主査 ええ。

中村委員 ですよ。だからやっぱりちょっと違和感がありますし、あと、保護者という言葉、今こういう形を使うんですか。保護者って書くんですか、これって。ハルトと、メイと、保護者って書いてありますが、何か保護者という表現も違和感があるんですよ、こういう子どもに読ませる文章で。ちょっと私はそういう感じを受けました。

あと、この3つのアンケート、これはかなりの生徒から回答をもらったとして、いろんな意見が集約した際に、何にどのように反映を考えていらっしゃるんですか、この出てきた意見について。パブリックコメントが3月の中旬ということで、パブリックコメントでは条例を挙げて、それに対する意見を求めるということで、これらの意見というのは何に反映される形を今イメージされていらっしゃるのでしょうか、こういったアンケートの結果。それをちょっと御意見、お考えをもう一度伺っておきたいんですけども。

永井主査 事務局でございませう。子どもたちのアンケートの後に条例案についてのパブリックコメントを実施しますが、パブリックコメント自体は条例案をちょっと分かりやすく解説をしてパブリックコメントとして出そうと思っておりますけれども、あく

までも子どもの権利の日条例案についてなので、子どもたちのこの3本の意見や結果を全部そこに集約するという事ではないです。どちらかというと、2番の子どもの権利についてどう思いますかというところの意見を中心に、パブリックコメントを条例案に反映をしていきたいというふうに思っております。

そのほかのところ、例えば、1番の物語を読んだ感想を教えてくださいというところは、主に子どもの権利について御家族で話してどういう感想が出たかというところで、実は、子どもの権利についてというところ、直接この条例というよりも、子どもの権利の普及啓発というところが今の市のほうでも、そしてあとは子どもの相談、救済機関である子どもオンブズパーソンという、子どもオンブズパーソンという、児童青少年課が所管をしております子どもたちの権利侵害に関する救済機関というんですか、子どもの相談を受けたり、子どもの権利について普及啓発をするという機関があるんですけども、このところでも子どもの権利普及啓発というのを今、実施しております、子どもの権利の普及啓発の一環として、子どもたちの学校に行って授業などをしております。そういった普及啓発の際に、実際に御家族で子どもの権利についてどう思っているかというところをちょっと参考にさせていただいて、今後の普及啓発の事業でちょっと取り入れさせていただければというところは思っています。

水津部会長 あと、すみません。ありていに言ってしまえば、子どもの意見を取り入れたという形でももちろん前文をつくる作業をしてきたけれども、参加者がそんなに多くないというところもあって、そこに厚みを持たせるためにも、子どもたちの意見を広く聞いてみるという作業がやっぱりあったほうがいいんじゃないかということも、もちろんあると思います。このアンケート、前文というか、条例を上げる前に、子どもの意見を取るという意味で。

中村委員 やっぱり、やることに意義があるというのも一つ大きなことですね。やりました、意見を聞きましたというところが……、ごめんなさい、堂々と行って。

水津部会長 まあまあ、言ってしまえば、まあ、そうかもしれませんけど。

中村委員 3つですのね、それが……、まあ、これはちょっとあれなんですけど、参考になるんですかという感じがですね。いつまでというのものもあるわけですよ、これは。

水津部会長 時間、タイトですよ。

永井主査 そうですね。2月16日までということになっていますので。

中村委員 今後、こういうふうに進んでいかれるんですかね。タイト、タイトで進んでいくと、なかなかやっぱり今後、先がちょっと、やっぱり考えていかなきゃいけないんじゃないかなという感じが、ちょっといたしますね。ちょっと言い方悪いですけども、やっつけ仕事みたいになって、期日ありきでやっていくと、せっかくやったアンケート、これは全校生徒に協力、親も含めるとかなりの人数が協力する中で、やっぱり準備不足でやるっていうのはいかなものかなという感じはちょっと受けますね。

以上です。すみません、これ大変だと思いますけれども、やっていただくの。

水津部会長 おっしゃることはよく分かりますし、私もこのアンケートを、何とかな、本当にいいのかなという気持ちが若干あるんですよ。この文言で子どもたちの権利に対する意見を短期で集めることの意味というのが、うーん。あったほうがいいというのは、もちろん今までのことに厚みを持たせるために必要だという考え方はよく分かるし、それはそうだと思うんだけど、その割にはちょっと、突っ込んだ内容なのに浅いってところが、このアンケートを私が読んだ中での感想なので、このアンケートを取ることが本当にいいのか、それとも、もうちょっと権利の日だけに焦点を当てて、何か意見聴取ができないかなとか……、何かすごく、広くて浅いんですよ。

喜多委員 ちょっと、いろんなことを詰め込み過ぎちゃっている感じですよ。

水津部会長 うん。

喜多委員 権利のことで前文を読んだ感想が出るようなアンケートであったほうがいい感じもするんですよ。

水津部会長 にはならないんですよ、これだとね。

喜多委員 これだと、先に、頭に何かこういうのがあっちゃうと……、前文を読んでその感想を聞くでいいと思うんだけどな。わざわざこの物語がある意味がよく分からないんだよね。

水津部会長 ちょっと引っかかっちゃうんだよね、やっぱり。何だ、何が引っかかるんだろう。

中村委員 中村です。ちなみに、「小金井（しょうがねい）を変えちゃう人の会」の当日の結果についての資料はこれはどなたがつくられたんでしょうか。

永井主査 これはグラフィックデザイナーの方が、12月14日の「小金井（しょうがねい）を変えちゃう人の会」当日に作成してくれたものです。

中村委員 これは非常に、すごくよくできているなという感じを受けました。親しみやすい。

喜多委員 こっちのほうは物語的です。子どもが取っつきやすいよ、このほうが。

水津部会長 これって、どこまで公表しているものなんですか。

永井主査 これは、現時点ではまだ公表していないんですけども、ちゃんと完成したらホームページなどで掲載させていただきます。

小峰委員 小峰です。これのほうは分かりやすくて、これを見て、前文を見て、感想を聞くぐらいのほうがいいかなと、ちょっと。これはすごく分かりやすかった。私も慌てて来て、遅れてきてしまいましたが、これを見て、ああそうなんだと思って、お話を聞いて分かったの。

喜多委員 恐らく、親が子どもにアンケートを取らせるという形の、これ、アンケート用紙は子どもから……、どういう流れ。

永井主査 直接保護者に送ります。

喜多委員 直接保護者から子どもへってことで。

小峰委員 ネットで、あれで、ピコッて開いて。

喜多委員 あの学校便みたいなやつ？

小峰委員 そうそう。

永井主査 学校のお便りをタブレットで受信するかたちです。

喜多委員 ああ。だから、どうしても保護者を窓口にしちゃうからこういう話になっちゃうんだよね。保護者もいろんな人がいるわけだから、その子どもが、なかなか意見が言いにくいような関係もあるだろうから、もっとすんなり、保護者宛てには、お子さんにこういうアンケートを取ってもらってくださいというお願い文をつけて、直接子どもへのお便りというふうにしちゃったほうがいいんじゃないかと思うんですがね。で、これは参考意見でいいと思う。これは参考にすごくいいと思うのでね。

水津部会長 そうなんですよね。この物語、子どもの権利って何だろうというところがすごく、小金井でつくった子どもの権利条例に即しているかと言われると、ちょっと疑問があってですね。うーん。

喜多委員 やっぱりこれ、結構いろいろ議論出ちゃいますよ。恐らく親も、これはおかしいとかっていうふうなことを言い出しちゃうと、もう子どもどころじゃなくて、保護者と役所との関係になっちゃいますよ。そんな感じがしちゃうって。

水津部会長 ほかでもハレーションを起こしそうな気がします。ですよね、この項目がさ。

喜多委員 まあ、条例の言葉は使っているけれど、結構いろいろ皆さん、なかなかいろんな考えを持っている方が多いから。本来の目的は後ろにあるわけだから、この物語はないほうがアンケートはうまくいくと思うな。どうでしょう、保護者に対応する何か別な、アンケートに御協力くださいという保護者宛てのかがみ文をつけて、それで、これは率直に子どもに意見を聞いてくださいと言うほうがいい感じがするけどね。

水津部会長 難しいですね。

喜多委員 でも、もう準備しちゃうてるんだけどね。

永井主査 ちょっと今のスタイルは崩せないかなというところではあるんですけども。

喜多委員 学校は無理ですか。まあ、時期にもよるけど、入試とかいろいろあるから。

永井主査 そうですね。再検討というか。

喜多委員 高校入試が終わった後ぐらいだね、やるとしたら。中学生はね。小学生はできるだろうけどね。

水津部会長 うーん。話を戻すと、結局、子どもたちの意見をもう少し反映したものにするために子どもにアンケートを取ります、でも、そのアンケートを前文だけ出しても訳が分からないので、子どもの権利に関する分かりやすいものをつけました、それで、これを読んで子どもの意見を取ることにしました。その道筋はいいと思うんですけど、そのときに出てきたこれを今使うことのデメリットみたいなものも、ちょっとやっぱりいろいろ浮かんできたりする気持ちはあるんだけど、でも、最初の、子どもの意見がある程度集約するというか、子どもたちに投げかけるという作業をしたいという部分をどうやったら実現できるかということなのかしら。まあ、懸念し過ぎているので、別にこれはこれで、投げたからといってそんなに問題があることでもないのであれば、それはそれでやって、中学生には

もっと違うアプローチができないかだけ検討してもらうなどが現実的ですかね、今だと。

小峰委員 小学生だと、ちょっとね。何かないとやっぱりできないし、中学生だと、多分この「小金井を変えちゃう人の会」のこれを見て、あなたたちが考える子どもの権利について率直なアンケートをみたいなのでつくれば、多分答えてくれると思うんですよね。かなりの量のアンケートをいつも皆さん、子どもたち、やっているの。そこは多分、まなびポケットと同じぐらいの感じでやってもらえるんじゃないかなとすごく思うんですけど。小学生に関しては、ちょっと意見を引き出したいし。

水津部会長 今重要なのは、子どもの権利に対しての思いではなくて、権利の日の条例前文をつくるに当たっての子どもの意見聴取なので、だから皆さんがおっしゃるように、こうやってつくったんだよ、子どもの意見がこういうふうに出ましたよ、それでできたのがこれなんだけど、これについてどう思いますかということが率直に聞きたいだけなんですよ、正直言えば。だから、それがどうやったら一番できるかという話にしたほうがいいと思うので、もうちょっとシンプルに、一番いい方法は。

喜多委員 さっき言ったように、小学生は小学生だけで、自力でなかなか難しい、学校の協力がないと。だから保護者の協力がどうしても必要だということで、こういう形になったと。それはもう、小学生向けはこれでいいんじゃないですか。ただし、中学生はもうちょっと……。

水津部会長 シンプルに。

喜多委員 うん。やってみようという感じかしらね。

永井主査 1月26日、来週からのアンケートというところで、ちょっとこの期間で、この方法でというところで今回は進められているので、ここでいきなり中学生とは別にアプローチというところはなかなか難しいのですが。

水津部会長 難しいね。

喜多委員 厳しいか。

永井主査 もし、中学生に直接というところ、しかも、やっぱりできるだけたくさんの意見をもらうとなると、やっぱり学校、教育委員会といった協力は必要になります。

喜多委員 これ、中学生にはこれを。

水津部会長 それ自体も、パッケージとして送るとなると……。

永井主査 来週のアンケートについてはこういう内容でいきますよというところを、実は、校長先生に説明をして、それで了承いただいています。まなびポケットもそうですし、子どもに直接行うアンケートもそうですし、校長先生に御了承いただいた上で実施しているものなので、来週からのアンケートに何かを加えるということになると、改めて学校側の手承を得る必要があります。もし中学生に直接アプローチということになると、また別の機会を設けて、時期をずらしてということになると思います。

水津部会長 そうするとその後のスケジュール感の効果が薄れてきてしまうので、まあいろ

いろいろ言ったけど、しょうがないか。

水津部会長　今回は、目的は条例に上程することなので、それはスケジュール感を崩せないというところで精一杯の努力をしていただいているということ踏まえて、結果を私たちは見たいと思うので、それを3月のところで乗せていただいているということで、私たちの意見として、やはりこういう子どもにアンケートというのはもうちょっと慎重にあるべきだと思うし、中村さんがおっしゃるようにオツケガミ仕事が見えてくるのはいかがなものかということと、イラストなんかもできるだけ、使えるのであればAIじゃないものとか、あと、見やすい工夫ということも時間があればできることだと思うので、少しその辺のところは今後の課題というか、今、積み残してきたこととして捉えて、記録していただいて、今後取り組めたらと思うしかないかなど。

中村委員　これ、出来がいいと言ったんですけれども、こういった出演者の方がいるわけですよ。そういった方たちに、権利部会の今の動きというのが、もし御存じであればね、先生がおっしゃった学校を動かすとか、できるはずですよ。みんな出ているんですから。市長とか……。

喜多委員　大熊教育長もいるわけで。

中村委員　教育長もここに出演されているわけですよ。それで、これを公にするわけですよ。そうすると、やっぱり協力してもらわなきゃいけませんよね、こういう方々に。4人の方々。入っているわけですよ、このサークルの中に。子ども、あと、この4人。これは、何か会議とかをされているんですか、子どもたちと意見交換とか。そういうふうに見えますよね、これ。

永井主査　はい。

水津部会長　これ、出席したんですよ。

中村委員　やるなら、やっぱり学校がどうだとか、壁がどうだというのはあまりお話しされないほうがいいですね、これ、公に配るんであればですね。やっぱり前向きに、こういった方たちにも協力いただくことがいいですかね、大熊教育長なんかトップですよ、教育、学校の。巻き込んでやるぐらいの意気込みでやっていただけたらいいんじゃないかなと思いますね。

以上です。

水津部会長　今後の取組としては、絶対にその教育委員会との両輪というのは実現してほしいということは、一つ私たちとして言いたいです。

喜多委員　もうずっと言ってきたけど。

水津部会長　これは残してもらいましょう。

小峰委員　前のときからね。

水津部会長　はい。ということで、ちょっとお時間がないというところで非常に申し訳ないんですけれども、一旦スケジュールはこのように進めさせていただきたくてお願いいたします。

喜多委員　ですから、もう一つ大きなものは、子どもの権利の日という特別なイベントの子どもの会議という、子どもの参加だけじゃなくて、もっと日常的な子どもの参

加の仕組みをつくろうということが、もう一つの部会の大きなテーマなんですよ。これはなかなか予算も取れなかったみたいなので、いろいろサポートをするファシリテーター的な人たち、子ども会議を支えるような仕組みをつくりたかったんだけど、なかなか予算が取れなくて、もう少し東京学芸大学の学生の方の協力を得るとか、学生ボランティアみたいなところを少し、僕も混ぜてるんですけどね。やっぱり、年度替わりでなかなか、友人は定年で辞めちゃうし、当てにしていた人も人事異動があって、なかなか今はまだうまくいってないんですけども、できればそういう子ども会というのは、今、子どもたちが放っておいてやれるわけではないので、支えている人達をどうやって養成したり配置していくかというのが大事で、その仕組みを検討するというので、これはまだ来年度の課題ということで残しておくのが無難でしょうね。

水津部会長 予算のことはちょっと置いておいたとして、やはり私たちとしては、子どもの意見を表明するための仕組みづくりということはずっとテーマにして話をしてきたんだけど、それを来年度からすぐ、さあ、というふうなのは非常に難しいということが分かっているので、私は個人的な考えとして、皆さんにちょっとお伺いしたかったのは、今回、子どもの権利の日を行いますよね、29日に。そこで、子どもの意見を表明するための、子どもたちの意見を取り入れるための仕組みとしてこういうものが必要なんだよねということ、市民も、言ったら議会とかも共有できるような場をつくるということを目指したらいかがかなと思ったんです。

喜多委員 11月29日の第1回の権利のその中に、そういうものを盛り込もうと。

水津部会長 そうそう、入れちゃう。

喜多委員 そこには、市長も教育長も来てもらうんだよね。

水津部会長 そう。その中で、いかに子どもたちが安心して居場所をつくって、子どもの意見が言えるような環境をつくるために、場所が必要だとか、人的な保証が必要だとかっていう話をその中できちんとして、学術的なことを含めて、そしてその話を聞いた人が反対できないぐらいのものをそこでつくることも、一つ、子どもの権利の日の、せっかくの第1回の目標みたいなものに掲げるとい、私たちのこの権利部会として考えておくということはあったほうがいいのではなからうかというふうに、私は今回思っているの、来年度に向けての……、私たちの任期はまだ来年までありますので、子どもの権利の日の実施に当たりそういうものをいかに取り入れていけるかということ、行政、事務局とともに上程して、可決すればすぐにでも動かせるような形を、みんなでお話ししてつくっていききたいなというふうに考えたいということがありますけれども、どうでしょう。

喜多委員 そのときこそ、やっぱり教育委員会と福祉が連携、協働するというね。

水津部会長 そうそう。うんうん。

喜多委員 縦割りを超えて子どもの参加を実現していきましょうというね。まさに教育長と市長がいれば、そういうことは可能だと思いますね。いいアイデアだと思います。できればそういうふうになりたい。

水津部会長　　そこでもいろいろな、これに反対するのはおかしいよねというぐらいのものを
つくっていただけらと思います。それが本当にこの権利部会をやる目的にしたいと
思いますので、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。
お約束の時間が迫ってきましたので、次。

永井主査　　次、その他ですね。

水津部会長　　その他。

永井主査　　次回の権利部会の日程について。

喜多委員　　3月の後半ですか。どうすればいいんですか。

永井主査　　2月16日に、子どもたちのアンケートが終わります。そこで集約をして、遅
くとも2月の……、そうですね、3月のパブリックコメントに間に合わせるため
には2月の終わりまでに子どもたちのアンケートの結果を上げます。その時点、
この前の段階ぐらいでパブリックコメント案はできるかと思いますので、まず、
一度皆様にメールなどで見ていただければと思います。

水津部会長　　2月がね、1週間少ないので、非常に最後の週が……。

永井主査　　そうですね。本当にタイトなところになってしまいますので、メールで皆様に
案を見ていただく、それで、メール等で修正や御意見を出していただくという形
でも大丈夫でしょうか。

水津部会長　　なるほど。では、メールを見ていただいて、これでパブコメを書きますという
ところでのそれぞれの意見を、メールで返す。ちょっと事務局で候補日を挙げて
いただいて、可能だったら集まるし、難しければメールのやり取りでというところ
で御理解いただいてもよろしいでしょうか。

小峰委員　　はい。

水津部会長　　パブコメの結果はきちんとお話を聞きたいと思いますので、それは4月ぐら
い？

永井主査　　4月ぐらいですね。

水津部会長　　4月ぐらいにパブコメの結果を見ながら、それについて皆さんで意見交換をし
たいと思います。4月ぐらいの開催ということで、またそれは日程調整いただい
てということをお願いしたいと思います。

中村委員　　ちょっと質問ですけども、メールでいただける資料というのは、条例案のあれ
が来るんですかね。メールで確認、見るっていうのは、何を拝見する感じなんで
しょうか。

水津部会長　　条例案そのものになるんですかね。

永井主査　　そうです。条例案そのものと、ただ条例案だけを見ていただいても市民の方が
分かりにくいと思いますので、何というんでしょう、それこそ先ほどのイラスト
などではないですけども、ちょっと解説的なものをつけて。

中村委員　　ああ、補足を。

永井主査　　解説と条例案を2つつけて、市民の方に見ていただいて、パブリックコメント
を実施します。

中村委員　　では、その2点を拝見して、こちらから何か。

永井主査 御意見あれば。

中村委員 分かりました。

水津部会長 それをできれば反映していただくなり、またそこで意見をやり取りしていただくという形でいきたいと思います。

中村委員 はい。

水津部会長 それでは、以上でよろしいですか。

では、きっちり1時間半ということで、これをもちまして、第2回の子どもの権利部会を終了させていただきます。ありがとうございました。